

2018年7月10日発行（毎月1回発行）

確かな経営情報、企業が発展するために

新・人事マネジメント戦略

2018.7 Vol.1807



103万円の壁、106万円の壁、130万円の壁、150万円の壁?!
～税扶養(配偶者控除)と社会保険扶養の関係～

業務案内

【コンサルティング業務】

- ・就業規則、給与規程等の作成、運用サポート
- ・人事、給与、退職金制度の構築
- ・募集、採用、教育、評価システムの設計
- ・個別労使紛争(労使間トラブル)の解決支援
- ・労働基準監督署による是正勧告対応

【アウトソーシング業務】

- ・社会保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・労働保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・給与計算業務
- ・各種助成金、奨励金申請
- ・経営者、一人親方の労災保険加入

新・人事マネジメント戦略



103万円の壁、106万円の壁、
130万円の壁、150万円の壁?!
～ 税扶養（配偶者控除）と社会保険扶養の関係 ～

田中社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 田中 洋

今年から税制改正により配偶者控除・配偶者特別控除が改正となったことはご存知の方も多いと思います。これにともない、『今までの通例「103万円の壁」も変わることになりましたが、『税扶養と社会保険扶養が混同し、なにが何だかよく分からない…』というご相談も増えてきています。

今月号では、この103万円の壁、106万円の壁、130万円の壁、150万円の壁について解説いたします！

扶養って誰のこと…？

一口で「扶養」といっても、税法上と社会保険上ではその要件が異なります。同じようですが、少し異なりますので、整理してみましょう。

税法上の扶養

- ・ 所得者と生計を一にする**合計所得 123万円以下**の配偶者
(内縁関係は認められない)
- ・ 所得者と生計を一にする**合計所得 38万円以下**の親族
(6親等内の血族と3親等内の姻族)
- ・ 必ずしも同居は要件ではないが、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われていること



※ 所得とは、源泉徴収前の給与・賞与などの収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額のこと

社会保険（健康保険等）法上の扶養

- ・ 主として被保険者の収入により生計を維持されている**年収 130万円未満の75歳未満の方**（内縁関係でも認められる）
- ・ 対象となる家族範囲は**3親等内親族表**の範囲
- ・ 別居の場合、**対象者の収入要件+被保険者の仕送りがその対象者の年間収入を上回ること**

税制改正で変わったこと…？！

配偶者控除と配偶者特別控除？

配偶者控除とは、税法上扶養となる配偶者がいた場合（例として、夫と専業主婦の妻とします）、夫の所得から、38万円の所得控除が受けられるものです。

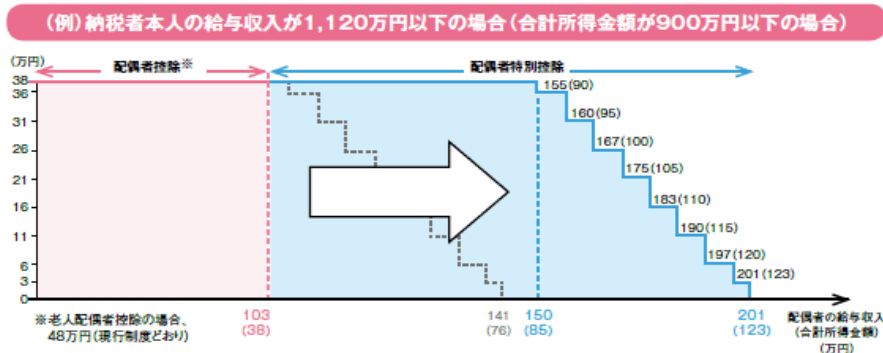
配偶者特別控除とは、税法上扶養となる配偶者がいた場合（例として、夫とパート勤務の妻とします）、妻の収入により、1万～38万円の所得控除が受けられるものです。

どちらも、所得控除が受けられるため、税金が安くなる制度となります。

改正後でどう変わる？

この配偶者控除、配偶者特別控除制度が改正となりました。ポイントは以下の2つです。

- ・納税者本人（例だと夫）の収入制限ができ、合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者は適用外へと改正



- ・配偶者特別控除の適用が拡大となり、配偶者（例だと妻）の合計所得が38万円超123万円以下と改正

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

納税者本人の給与収入合計所得金額	配偶者控除 [※]	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

どの壁がなくなって、どの壁が出来たの…？！

改正により、今まで「103万円の壁」と言われていたものが、「150万円」まで引き上がりました。年間収入を103万円に調整せずとも、150万円以下であれば、配偶者特別控除で、103万円以下と同じ、38万円の所得控除が受けられます（なお、150万円を超えると全く所得控除がなくなるわけではなく、約201万円以下であれば、先程のページの図のように、収入に応じた所得控除が受けられます。ただし、本人にも所得税納税の義務が出てきます）。

では、年間収入が150万円以下であれば、収入を増やしても今までと同じか？となると、今度は「106万円の壁」(*)と「130万円の壁」の存在が出てきます。そうです、社会保険上の扶養の問題です。130万円以上となると、社会保険上の扶養から外れなければなりません。つまり、扶養者だった本人が社会保険の被保険者となり、社会保険料を納めることになるわけです。

※106万円の壁とは…

パート等の短時間労働者（下記の要件にすべて当てはまる労働者）の勤め先が、被保険者501人以上の大企業の場合

- ①週の所定労働時間が20時間以上あること
- ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること
→この要件から106万円の壁と言われます
- ④学生でないこと

なお、週20時間以上の労働で、30日以上雇用が確定している場合は、雇用保険についても加入義務が出てきます。



結局どういう働き方がいいの…？！

納税や社会保険料負担のため、103万円以上働き、年収が増えても、手取りが減るということはありません。本来は、手取りの損得だけで判断すべきことではないのですが、すべての税や社会保険料の負担も含めた場合、年収160万円以上でないと、目に見えた手取りのアップは難しいということにはなります。

ただ、社会保険に加入すれば、出産や私傷病での給付金が支給出来ますし、厚生年金加入により、将来の年金が増えたりというメリットがあります。また雇用保険加入の場合、失業時には雇用保険も支給出来ます。

各家庭により、様々な事情等があるため、一概にはなんとも言えませんが、「〇〇の壁」という正体と、税法上の扶養と社会保険上の扶養の違いは知っておくとよいでしょう。

県内で飲食業を営んでいます。人員不足を補うため、先日、外国人留学生をアルバイトとして雇い入れました。週に4日、1日2～3時間ほどで社会保険や雇用保険は加入しない（出来ない）ため、特に何もしていなかったのですが、知り合いの社長から、届出をしていないのはマズイ！と指摘を受けました。

どのような届出が必要なのでしょう？

許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く

Answer

社会保険・雇用保険の適用となる外国人労働者はもちろんのこと、外国人労働者を雇入れた、離職した等の場合、氏名や在留資格などについて、ハローワークへの届け出ることが義務づけられています（雇用対策法第28条）。

まず大前提として、その外国人の方が「就労可能であること」を確認して下さい。外国人の方は必ず在留カードを持っており、そこに就労可能かどうか記載があるため、確認をしましょう。もし、就労不可なのに、就労させた場合、不法就労となり、事業主には「不法就労助長罪」が適用となり、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれらが併科されます（入管法73条の2）ので、ご注意下さい。

届出が必要な外国人の範囲は、「日本国籍を有しない方で、在留資格『外交』『公用』以外の方」（除く、特別永住者）となるため、基本的には、外国人労働者を雇入れた場合には、ハローワークへ届け出ることになります。

雇用保険加入とならない外国人雇用の場合には、「外国人雇用状況届出書」を提出します。記載項目は以下の通りです。

- ・氏名 ・在留資格 ・在留期間 ・生年月日
- ・性別 ・国籍、地域
- ・雇入れまたは離職年月日
- ・雇入れ（離職）に係る事業所の名称、所在地
- ・資格外活動許可の有無（雇入れ時のみ）

届け出期限は、原則、雇入れ・離職した翌月の末日までとなっていますので、外国人を雇入れた場合には、速やかに提出するようにしましょう。

～ その他ご不明な点があれば、お気軽にお問合せください～

相談室では、皆様からのご質問・取り上げて欲しい記事のリクエストを募集しています。

2018年7月の人事・総務カレンダー

■6月1日(金)～7月10日(火)

労働保険の年度更新手続き、申告納付期間です。お近くの金融機関で納付が出来ます。ご納付は忘れずに！

■7月2日(月)～7月10日(火)

社会保険、算定基礎届等の提出時期です。定時決定時調査がある事業所については、指定日に指定会場での提出となります。

■7月1日(日)～7月7日(土)

平成30年度全国安全週間

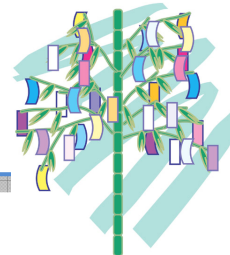
「新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災」

■7月17日(火)

高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出期限です。

■7月10日(火)

6月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税額の納付期限となります。



Current Topics

★技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況 | 厚生労働省

平成29年に技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導や送検等の状況について、厚生労働省から公表があり、労基法違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した5,966事業場(実習実施者)のうち4,226事業場(70.8%)。主な違反事項は、(1)労働時間(26.2%)、(2)使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(19.7%)、(3)割増賃金の支払(15.8%)の順で、重大・悪質な労働基準関係法令違反により書類送検となったのが34件でした。

★昨年度の有効求人倍率、バブル期を上回る | 厚生労働省

厚生労働省が公表した、平成29年度の平均有効求人倍率は1.54倍で、前年度を0.15ポイント上昇し、バブル期の平成2年(1990年)1.43倍を27年ぶりに上回りました。平成21年度から8年連続の上昇で、1倍超えは4年連続となっています。なお、有効求職者数は4.0%減少しています。

■編集後記

震度6弱を記録した大阪地震に、改めて日本は地震列島で、いつ、どこで被災するかわからないと感じた方も多かったかと思います。震度の割には大災害とならなかったのは幸いです。犠牲者の方々のご冥福をお祈り致します。特に、ブロック塀による犠牲は、人災といっても過言ではなく、日頃当たり前に通り過ぎている日常に潜む危険が浮き彫りとなりました。心配しすぎても何もできなくなりますが、危険予測は必要なことだと考えさせられました。

田中社会保険事務所だより Vol.1807

「新・人事マネジメント戦略」

発行日 2018年7月10日

発行人 特定社会保険労務士 田中 洋



田中社会保険労務士事務所

労働保険事務組合

愛知中央SR経営労務センター

〒465-0087

名古屋市名東区名東本通2-32

星ヶ丘イーストビル2階A号室

TEL052-753-8800 FAX052-753-8818

<http://www.sr-tanakaoffice.com>

Mail: tsr@waltz.ocn.ne.jp